

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成24年2月20日(月)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課／
企画課監査指導室

目 次

【企 画 課】

1	障害者施策の検討状況について……………	2
2	平成24年度税制改正について……………	12
3	扶養控除の一部廃止に伴う政令改正等について……………	14
4	不服審査会について……………	21
5	障害者自立支援給付支払システムについて……………	23
6	第3期障害福祉計画について……………	28
7	特別児童扶養手当等について……………	43
8	特別障害給付金制度の周知について……………	45
9	平成24年度障害者総合福祉推進事業について……………	46

【企画課監査指導室】

1	障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備について……………	48
2	平成24年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について……………	64
3	平成24年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について……………	67

企 画 課

1 障害者施策の検討状況について

障害者制度改革については、平成23年8月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言が、様々な意見が数多く出される中取りまとめられた。提言の内容は、障害当事者の方々の思いが込められたものであり、段階的・計画的に実現を目指していくものと受け止めている。

法案については、昨年10月から民主党厚生労働部門障がい者WT(ワーキングチーム)で議論がなされてきており、2月17日には、WTに示した厚生労働省案に対する意見が取りまとめられた。

障害者自立支援法によりサービスの利用者の増加に伴い予算は着実に増え、サービス基盤の整備も進んでいるが、今回の法案により、障害者の定義に難病の方々を含めるほか、ケアホームをグループホームへ統合、さらには障害者基本法の改正を踏まえ目的・理念や法律の名称を見直すなど、見直すべきところは見直していくこととしている。

厚生労働省としては、障がい者WTの意見なども踏まえながら、今国会への法案提出に向けて、検討作業を進めていくこととしている。

障害者制度改革の状況

民主党マニフェスト2009（抄）



26. 「障害者自立支援法」を 廃止して、 障がい者福祉制度を 抜本的に見直す

【政策目的】

- 障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。
- わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400 億円程度

障害者制度改革の推進体制

【障がい者制度改革推進本部】

（平成21年12月8日～）

内閣総理大臣を本部長としすべての
国務大臣で構成

【障がい者制度改革推進会議】

（平成21年12月15日～）

障害者、障害者の福祉に関する事業に
従事する者、学識経験者等

【総合福祉部会】

（平成22年4月12日～）

- ・障害者総合福祉法（仮称）についての
議論の場
- ・部会構成は障害当事者55名
- ・平成23年8月に、障害者総合福祉法の骨
格に関する総合福祉部会の提言取りまとめ

【差別禁止部会】

（平成22年11月1日～）

- ・障害者差別禁止法（仮称）についての
議論の場

関連法案の検討状況

障害者制度改革の推進のための基本的
な方向について（平成22年6月29日閣議
決定）のポイント

◎障害者基本法の改正

「平成23年常会への法案提出を目指す」

→平成23年7月『障害者基本法の一部を改正
する法律』成立（同年8月公布）

◎「障害者総合福祉法」（仮称）の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

「平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す」

◎障害を理由とする差別の禁止に関する 法律の制定

「平成25年常会への法案提出を目指す」

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

障がい者制度改革推進会議
第35回(H23.9.26) 資料2

障害者総合福祉法の 6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正

4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

7. 利用者負担

- ・食料費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

II. 障害者総合福祉法の 制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

III. 関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

民主党障がい者WTの検討状況

10/27	第1回民主党厚生労働部門障がい者WT(座長:中根康浩議員) ・議題:障害者自立支援法に係る経緯について厚生労働省からヒアリング
11/2	第2回障がい者WT ・議題:「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」について地方3団体からヒアリング
11/8	第3回障がい者WT ・議題:障害保健福祉施策等について厚生労働省からヒアリング ①予算、新体系移行について ②難病患者等居宅生活支援事業、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業について
11/15	第4回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング①(身体障害①)
11/18	第5回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング②(身体障害②)
11/22	第6回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング③(知的障害・発達障害・重心等①)
11/29	第7回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング④(知的障害・発達障害・重心②)
12/1	第8回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング⑤(難病・就労)
12/6	第9回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング⑥(精神障害)
12/8	第10回障がい者WT ・議題:①障害保健福祉に係る財政規模の国際比較等について国立社会保障・人口問題研究所からヒアリング ②障害福祉サービス等報酬改定について厚労省からヒアリング
12/14	民主党厚生労働部門障がい者WT・難病小委員会合同会議 ・議題:「制度の谷間(難病の取り扱い)」について討議

12/21	第12回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議②「支給決定のあり方について(第2回)」
12/22	第13回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議③「地域移行促進策について」
12/27	第14回障がい者WT ・議題:①平成24年度予算について厚生労働省からヒアリング ②総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議④「地域移行促進策について(第2回)」
24/1/18	第15回障がい者WT ・議題:①総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議⑤「支援(サービス)体系について」 ②障害福祉サービス等報酬改定について
1/25	第16回障がい者WT ・議題:新法に向けた「骨格提言」の主なポイントをめぐる議員間討議
1/31	第17回障がい者WT ・議題:新法に向けた「骨格提言」の主なポイントをめぐる議員間討議②
2/1	第18回障がい者WT ・議題:新法に向けた「骨格提言」の主なポイントをめぐる議員間討議③
2/7	第19回障がい者WT ・議題:新法骨子(厚生労働省案)について議員間討議
2/10	第20回障がい者WT ・議題:新法骨子(厚生労働省案)について議員間討議②
2/14	第21回障がい者WT ・議題:新法骨子(厚生労働省案)についてヒアリング・議員間討議③
2/16	第22回障がい者WT ・議題:WTとりまとめ案について議員間討議①
2/17	第23回障がい者WT ・議題:WTとりまとめ案について議員間討議②

厚生労働省案

平成24年2月7日配布 於：民主党厚生労働部門障がい者WT

1. 理念・目的・名称

(1) 理念・目的

障害者基本法の改正を踏まえ、法に基づく日常生活、社会生活の支援が、可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、法律の理念を新たに掲げる。また、これに伴い目的規定を改める。

(2) 法律の名称

障害者自立支援法の名称そのものを見直す。

2. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者基本法の改正を踏まえ、法の対象となる障害者の範囲に治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病（難病など）であって政令で定めるものによる一定の障害がある者を加える。（児童福祉法においても同様の改正を行う。）

3. 障害程度区分の見直し

法の施行後5年を目途に、障害程度区分の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。

4. 障害者に対する支援（サービス）の充実

(1) 共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化

地域移行に向けた地域生活の基盤となる住まいの場について、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合する。

(2) 就労支援の在り方の見直し

法の施行後5年を目途に、就労支援の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。

(3) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業として、地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発や、ボランティア活動を支援する事業を追加する。

(4) 総合的な相談支援体系の整備

サービス等利用計画案の作成や地域移行支援、地域定着支援を行う相談支援事業者への専門的な支援などを担い、地域における相談の中核となる基幹相談支援センターは、その事業を効果的に実施するため、地域の事業者、民生委員などの関係者との連携に努めることとする。

5. 地域生活の基盤の計画的整備

(1) 障害福祉計画の見直し

市町村は、障害者の数などの客観的な指標に限らず、地域の潜在的なニーズを把握した上で障害福祉計画を定めるよう努めることとする。

(2) 自立支援協議会の設置促進

地域の課題を共有し、効果的な基盤整備などについての協議を行う自立支援協議会について、その設置がさらに促進されるよう努めることとする。

6. その他

(1) 介護人材を確保するための措置

介護人材が安心して、事業所において支援に従事できるよう、最低賃金法などの労働法規に違反して罰金刑を受けた者については事業者の指定を受けられないこととする。

(2) 関係規定及び関係法律の規定の整備

その他関係規定及び関係法律について所要の改正を行う。

7. 施行期日

施行期日は、平成25年4月1日とする。

ただし、4. (1)（共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化）については、平成26年4月1日とする。

総合福祉部会の骨格提言への対応

論点	骨格提言のポイント	これまでの取組	対応
1. 法の理念・目的・範囲	・法制定の経緯、この法に求められる精神等を内容とする前文を設ける。 ・法の名称は「障害者総合福祉法」。 ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。 ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。 ・地域で自立した生活を営む権利。 ・介護保険対象年齢になった後でも、従来受けていた障害者自立支援法に基づく支援が継続されることを規定。	○障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現 ・障害者自立支援法では、基本的理念の定めを障害者基本法に委ねている。 ・障害者自立支援法第1条において、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」旨規定。 ・社会保険優先原則の下、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにする等、障害者自立支援法に基づく給付が行われる。	○障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現 ・【法律】障害者基本法の改正を踏まえ、日常生活、社会生活の支援が、可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するよう、法律の理念として新たに規定することとする。 ・【法律】その上で、法律の目的規定を改めるとともに、法律の名称そのものを見直すこととする。
2. 障害(者)の範囲	・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。 [参考]障害者基本法第2条第1項 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。	○3障害の一元化 ・障害者自立支援法により、身体・知的・精神と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化。支援費制度では対象外であった精神障害者も対象として、サービスを拡充。 ・【22年改正法】【改正障害者基本法】精神障害に発達障害が含まれることを、法律上も明確化。	○制度の谷間のない支援の提供 ・【法律】 新たに治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病(難病など)であつて政令で定めるものによる一定の障害がある者を法律に基づく障害福祉サービスの給付対象とすることとする。
3. 選択と決定(支給決定)	・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。 ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。 ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。 ・合議機関の設置と不服申立。	○支援の必要度に関する客観的な尺度の導入 ・障害程度区分は、利用者間の公平性や市町村間のばらつきは是正の観点からの、サービスの必要性を判断するための一つの要素である心身の状況に係る客観的な尺度。 ・【22年改正法】障害者等の置かれている環境を勘案して支給決定を行うことを法律上明記(24年4月施行) ○相談支援の充実 ・【22年改正法】サービス等利用計画案作成対象者の拡大など、支給決定プロセスを見直し。計画案において本人の意向等を勘案することを法律上明記(24年4月施行)。 ○不服審査会の設置 ・市町村の支給決定等に不服がある場合には、都道府県に対して審査請求。	○障害程度区分の在り方の検討 ・【法律】障害程度区分の認定の在り方について検討を行い、その結果に基づき所要の見直しを行うことを法律に規定することとする。 ・【24予算案】現行の障害程度区分に関する調査・検証の経費を計上。(1億円) ○ケアマネジメントを重視した支給決定の弾力化 ・【運用】生活介護と施設入所支援との利用の組合せは、原則、区分4以上にしか認めていなかったが、これを市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める場合には、区分1以上であれば支給決定を行えるよう弾力化(24年4月施行)。 ・【運用】就労継続支援と施設入所支援との利用の組合せについても、サービス等利用計画案に基づき通所による利用が困難と市町村が認める場合には、支給決定を行えるよう弾力化(24年4月施行)

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

論点	骨格提言のポイント	これまでの取組	対応
4. 支援（サービス）体系	・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。 ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。 ・「障害者就労センター」と「デイアクティビティーセンター」に再編。 ・グループホームとケアホームをグループホームに一本化。 ・重度訪問介護を発展的に継承し、パーソナルアシスタンス制度を創設。 ・医療的ケアの確保。	○利用者本位のサービス体系に再編 ・施設・病院に入所・入院する者の地域移行を推進。 ・昼夜分離の体系で、利用者の意向によるサービスの組合せを可能とし、選択に基づく支援を提供。 ・全国一律の基準に基づく個別給付だけでなく、地域の実情等に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業を設けている。（移動支援、コミュニケーション支援） ○地域における居住の場の確保 ・グループホームやケアホームの整備に係る費用を助成し、重点的に整備を推進。 ・【22年改正法】グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成を創設（23年10月施行）。 ○障害者の就労支援 ・障害者が可能な限り一般就労できることを目指すとともに、一般就労が困難でも就労系障害福祉サービスを利用できるよう、就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）の仕組みを導入。 ・障害者のニーズに応じ、就労系障害福祉サービスから一般就労への移行は着実に増加し、就労継続支援も利用者が着実に増加。 ○重度障害者に対する移動支援 ・重度の障害者については、既に自立支援給付の対象として、全国共通の仕組みにより支援。 ＊ 重度訪問介護（重度の肢体不自由者）、行動援護（知的・精神障害により行動上著しい障害を有する者） ・【22年改正法】同行援護（視覚障害により移動に著しい障害を有する者）により、外出時の移動中の介護等を提供。（23年10月施行） ○たんの吸引等 ・【改正介護保険法】一定の研修の受講等を要件として、介護職員がたんの吸引等を実施（24年4月施行）。 ・【23予算】たんの吸引等に係る研修について、都道府県が実施するための費用を補助。	○日常生活及び社会生活を支援するための施策の充実 ・【24予算案】障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るための基盤整備に係る経費を計上。 22年度 100億円 → 23年度 108億円 → 24年度（案）117億円 （政策コンテスト）（重点化枠など） ・【報酬】24年度改定で、医療型ショートステイの拡充、グループホーム・ケアホームでの夜間支援の強化、入所施設の夜勤の充実、就労移行における一般就労の促進、改正児童福祉法の施行に向けた障害児支援の充実を行う。 ・【報酬】24年度改定で、基金事業で行われていた通所サービス等の送迎に係る費用の支援を報酬で対応。また、放課後の学校から事業所への送迎も新たに対象とする。 ・福祉施設から一般雇用への移行について、その取組みを一層加速させる観点から、「地域の就労支援の在り方に関する研究会」等を設置し、検討。 ・【24予算案】新たな「工賃向上計画」（24～26年度）の予算を計上。（4億円） ・【法律】新体系移行が平成24年3月末に終了することを踏まえ、一定の期間後に就労支援の在り方について検討を行い、その結果に基づき所要の見直しを行うことを法律に規定することとする。 ・【24予算案】地域生活支援事業を充実させるため、必要な予算を増額。 22年度 440億円 → 23年度 445億円 → 24年度（案）450億円 （政策コンテスト）（重点化枠） ・【法律】地域生活支援事業として、障害者に対する理解を深めるための普及啓発や、ボランティア活動を支援する事業を追加することとする。 ○地域における居住の場の確保 ・【24予算案】グループホーム等の整備に係る経費を計上。（117億円の内数） ・【法律】共同生活を営む住居において、必要なケアが柔軟に提供できるよう、グループホーム・ケアホームを一元化することとする。 ・【運用】グループホーム・ケアホームの一元化に併せ、外部からの介護サービスを弾力的に利用できるようにすること及び新たにサテライト型の共同生活住居を認め、小規模な共同生活住居も弾力的に運営できるようにすることを検討。 ○重度訪問介護等の利用促進のための財政支援 ・【24予算案】国庫負担基準を見直し。 ・【24予算案】基金事業で行われていた重度訪問介護等の利用促進のための支給額が国庫負担基準を超過している市町村への財政支援を、補助金化して継続実施。（22億円） ○たんの吸引等 ・【報酬】介護職員等によるたんの吸引等の評価を行う。 ・【24予算案】たんの吸引等の実施のために都道府県が実施する研修事業に対する補助経費を引き続き計上。（237億円の内数）

（注）22年改正法：障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月3日成立、同12月10日公布）

論点	骨格提言のポイント	これまでの取組	対応
5. 地域移行	・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。 ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。 ・ピアサポーターの活用。	○地域移行推進のためのサービス基盤整備 ・グループホーム・ケアホームの整備等により、地域移行を推進。 ・【22年改正法】グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成を創設(23年10月施行)。＜再掲＞ ・【22年改正法】地域移行支援・地域定着支援を法定化し、個別給付化(24年4月施行)。 ＊地域移行支援…障害者支援施設や精神科病院に入所又は入院している者について住居の確保に関する相談等地域における生活に移行するための支援を行うもの ＊地域定着支援…単身で生活する者について、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談に応じ、地域における生活に定着するための支援を行うもの ・【運用】相談支援専門員となるための実務経験について、23年10月から当事者団体も含め民間団体の相談支援を認める。	○地域移行推進のためのサービス基盤整備 ・【24予算案】グループホーム等の整備に係る経費を計上。(117億円の内数) ・【報酬】相談支援事業者と連携により地域生活への移行を積極的に進めるため、地域移行支援・地域定着支援については、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、業務量が集中する退院・退所月など特に支援を実施した場合や緊急時の支援等を加算する等、適切に評価。 ・【運用】地域移行支援・地域定着支援の実施者について、障害当事者で相談支援の経験のある者も実施できることとする。 ・【運用】第3期障害福祉計画(24年度～26年度)において、地域生活に移行する者の数、施設入所者の削減数、精神科病院からの退院について具体的な目標値を設定した上で、計画的な基盤整備を図っていく。 ・【法律】共同生活を営む住居における支援について、必要なケアが柔軟に提供できるよう、グループホーム・ケアホームを一元化することとする。＜再掲＞ ・【運用】グループホーム・ケアホームの一元化に併せ、新たにサテライト型の共同生活住居を認め、小規模な共同生活住居も弾力的に運営できるようにすること及び外部からの介護サービスも弾力的に利用できるようにすることを検討。＜再掲＞
6. 地域生活の基盤整備	・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。 ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。 ・地域生活支援協議会の設置。 ・地域基盤整備10ヵ年戦略終了時に、施設入所支援の位置付け等を検証。	○障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備 ・国の基本指針に即して、市町村が市町村障害福祉計画を、都道府県が都道府県障害福祉計画を策定。 ○自立支援協議会の法定化 ・【22年改正法】地域の課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う自立支援協議会を法律上位置付け(24年4月施行)。	○地域移行推進のためのサービス基盤整備 ・【運用】国において、都道府県別の数値目標の毎年の進捗状況をフィードバックする等、都道府県において障害福祉計画の進捗管理が効果的に行えるよう支援を行うとともに、地域生活支援事業の必須事業の未実施市町村の解消を計画的に実施するよう要請。 ・【法律】市町村が障害福祉計画を策定するに当たり、障害者等の置かれている環境やニーズ等を正確に把握した上で、作成するように努めることとする。 ○自立支援協議会の設置促進 ・【法律】地方自治体の実情も踏まえつつ、自立支援協議会の設置を促進する観点から、任意設置を努力義務とする。
7. 利用者負担	・食料費や光熱水費等は自己負担とする。 ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。	○利用者負担の軽減 ・22年4月から低所得者の利用者負担を無料として、実質的に応能負担に。 ・【22年改正法】応能負担であることを法律上も明確化。 [参考]福祉サービスに係る利用者負担の推移 ①無料でサービスを利用している者の割合 H22.3 11.0% → H23.10 85.5% ②給付費に対する利用者負担額の割合 H22.3 1.90% → H23.10 0.38% ・【22年改正法】障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減。	○共通番号制度における検討 ・共通番号制度における利用者負担の合算の議論を踏まえた検討が必要。

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

論点	骨格提言のポイント	これまでの取組	対応
8. 相談支援	・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。 ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。 ・複合的な相談支援体制の整備。 ・ピアサポーターの活用。＜再掲＞	○相談支援の充実 ・相談支援については、①市町村による相談支援事業（交付税）、②計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援について、個別給付により実施。また、①については、地域生活支援事業により、専門職員の配置等、機能強化を実施。 ・身近な地域で相談を受ける身体障害者相談員・知的障害者相談員制度（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）。 ・【22年改正法】サービス等利用計画案作成対象者の拡大など、支給決定プロセスを見直し。計画案において本人の意向等を勘案することを法律上明記（24年4月施行）。＜再掲＞ ・【22年改正法】地域移行支援・地域定着支援を法定化し、個別給付化（24年4月施行）。＜再掲＞ ・【22年改正法】市町村に基幹相談支援センターを設置（24年4月施行）。 ・【運用】相談支援専門員となるための実務経験について、23年10月から当事者団体も含め民間団体の相談支援を認める。＜再掲＞	○相談支援体制の整備 ・【24予算案】基幹相談支援センターの整備に係る経費を計上。（450億円の内数） ・【24予算案】自治体等における相談支援や権利擁護に関する人材養成の支援に係る経費を計上。（31百万円） ・【報酬】計画相談支援、障害児相談支援については、新規利用開始時や支給決定の変更時の計画作成について報酬を上乗せする等、適切に評価。 ・【運用】相談支援事業者と連携により地域生活への移行を積極的に進めるため、地域移行支援・地域定着支援については、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、業務量が集中する退院・退所月など特に支援を実施した場合や緊急時の支援等を加算する等、適切に評価。＜再掲＞ ・【報酬】地域移行支援・地域定着支援の実施者について、障害当事者で相談支援の経験のある者も実施できることとする。＜再掲＞ ・【法律】基幹相談支援センターにおいて総合的な相談を効果的・効率的に実施する観点から、同センターが事業者や地域の民生委員、相談員との連携に努めることを法律に規定することとする。
9. 権利擁護	・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。 ・オンブズパーソン制度の創設。 ・虐待の防止と早期発見。	○虐待防止・権利擁護の推進 ・【22年改正法】成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業の必須事業化（24年4月施行）。 ・【障害者虐待防止法】障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護・自立支援のための措置、養護者に対する支援の措置等を規定（24年10月施行）。	○虐待防止・権利擁護の推進 ・【24予算案】成年後見制度利用支援事業の促進に係る経費を計上。（450億円の内数） ・【24予算案】障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進のための経費を計上。（4.2億円） ・【24予算案】都道府県の虐待防止や権利擁護に関する指導的役割を担う者の養成の支援に係る経費を計上。（4百万円）
10. 報酬と人材確保	・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。 ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。	○障害福祉サービスの質の向上、職員の処遇改善、事業者の経営基盤の安定 ・基金事業において、福祉・介護職員1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を、福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ交付。（21年10月～23年3月 1,070億円）	○障害福祉サービスの質の向上、職員の処遇改善、事業者の経営基盤の安定 ・【報酬】24年度改定率については、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、+2.0%とするとともに、改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進。 ※改定のポイント 障害福祉サービス等報酬改定検討チームを設置して検討を進め、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応。 ・【23補正案】事業者に対する事業運営安定化事業について、24年度も基金を延長して対応。（115億円） ・【法律】従業者が安心して、事業所での支援に従事できるよう、労働法規に違反して罰金刑を受けた者については事業者の指定を受けられないこととする。

（注）22年改正法：障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月3日成立、同12月10日公布）

論点	骨格提言のポイント	これまでの取組	対応
財政のあり方	①国は予算措置に必要な基礎データを把握する。 ②障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。 ※ 地域生活をささえる支援サービスの予算規模について、・・・日本は0.198 % (1兆1138億円に相当) であり・・・これを平均並み (GDPの0.392%) に引き上げるには、GDP比0.193% (1兆857億円) の増額が必要であり、(後略) ③財政の地域間格差の是正を図る。 ④財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。 ⑤障害者施策の推進は経済効果に波及する。 ⑥支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。 ⑦長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。	○障害保健福祉の充実に必要な財源の確保 ・障害福祉サービス予算は、義務的経費化により順調に増加し、この10年間で2倍以上に増加。 [参考] 平成13年度 3,111億円 平成24年度 7,884億円(案) ・障害者支援施設等の設置市町村の負担が過大にならないよう、障害者支援施設等の入所者については、入所前の居住地市町村が支給決定を行い、費用を支弁する居住地特例を採用。 ・訪問系サービスについて、国から市町村への国庫負担の精算基準を設定。この精算基準により、重度障害者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行えとともに、同じ市町村の中でサービス利用が少ない者から多い者に回すことが可能な仕組み。 ・支給額が国庫負担基準を超過している市町村については、地域生活支援事業や基金事業により財政支援。	○障害保健福祉の充実に必要な財源の確保 ・【24予算案】障害者自立支援給付費負担金等について、+16.2%(+1,097億円)の自然増を計上。 ・【24予算案】国庫負担基準を見直し。＜再掲＞ ・【24予算案】基金事業で行われていた重度訪問介護等の利用促進のための支給額が国庫負担基準を超過している市町村への財政支援を、補助金化して継続実施。(22億円)＜再掲＞ ・【報酬】24年度改定率については、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、+2.0%とするとともに、改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進。＜再掲＞ ○障害保健福祉施策の充実に資する調査の実施 ・平成23年12月1日現在で、生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)を実施。

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律
(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

2 平成24年度税制改正について

改正障害者自立支援法等の平成24年4月施行により、いずれも第1種社会福祉事業である①知的障害児施設、②知的障害児通園施設、③盲ろうあ児施設、④肢体不自由児施設及び⑤重症心身障害児施設を、入所による支援を行う施設であれば「障害児入所施設」に、通所による支援を行う施設であれば「児童発達支援センター」に再編することとなっている。

再編に伴い児童発達支援センターについては、第1種社会福祉事業でなく第2種社会福祉事業に位置付けられることとなる。

障害児の地域生活を支える独立自活に必要な知識技能を与える場の整備が重要であるため、同センターの用に供する土地等については、引き続き事業認定がなくとも簡易な手続きによって、譲渡所得の特別控除（上限5千万円）の適用対象とすることが決定されたところである。

改正障害者自立支援法等の施行に伴う税制上の所要の措置（平成24年度税制改正事項）

（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

主な税制改正決定内容

改正障害者自立支援法等の平成24年4月施行による障害児施設の一元化に伴い、従前の施設体系（知的障害児施設、盲ろうあ児施設他3施設※いずれも第1種社会福祉事業）が再編となるが、第1種社会福祉事業から第2種社会福祉事業となる障害児の通園施設（児童発達支援センター）の用に供する土地等を、引き続き簡易な手続により土地譲渡者が5千万円までの特別控除の適用が受けられる「特掲事業*」の対象とする。

*特掲事業とは、租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号に掲げる事業で、資産の買取りをする者の当該資産が同号に掲げる事業に必要なものとして使用することができる資産に該当する旨を証する書類を添付することにより、当該事業の用に供するために土地等を譲渡した者について、当該資産の譲渡に係る譲渡所得について、5千万円までの特別控除の適用が受けられる事業をいう。

特別控除について

税制改正による手当をしなかった場合

（平成24年4月1日以降）児童福祉法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

（第1種、入所）
障害児入所施設

（第2種、通所）
児童発達支援センター

事業認定がなくても簡易な手続により譲渡所得の特別控除が適用できる

事業認定がなければ譲渡所得の特別控除が適用できない

社会福祉事業

- 第1種：社会福祉を目的とする事業の中でも「入所」を主とするもので、実施主体は国・地方公共団体・社会福祉法人に限られる。
- 第2種：「通所」を主とし、実施主体は規制緩和により民間事業者も含まれる。

税制改正による手当をした場合

（平成24年4月1日以降）児童福祉法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

（第1種、入所）
障害児入所施設

（第2種、通所）
児童発達支援センター

事業認定がなくても簡易な手続により譲渡所得の特別控除が適用できる

- 第2種社会福祉事業用地の確保が容易となる。
→ サービス基盤の整備促進が図られる。
- 第2種社会福祉事業であり、通所により利用するサービスでもある保育所との均衡が図られる。

3 扶養控除の一部廃止に伴う政令改正等について

所得税・個人住民税の扶養控除については、平成 22 年度税制改正において、子ども手当の創設とあわせて、年少扶養親族（～15 歳）に対する扶養控除（38 万円）が廃止されるとともに、高校の実質無償化に伴い、16～18 歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25 万円）が廃止された。

上記の見直しに伴い、現行制度において、所得税・個人住民税の税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなり、障害福祉サービスの自己負担限度額等の算定等についても影響が生じることが予想される。

この問題に対応するため、政府税制調査会に「控除廃止の影響に係るプロジェクト・チーム」が設置された。

平成 22 年 10 月に上記プロジェクト・チームがとりまとめた報告書において、「扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整する方式」により対応することとされたことを踏まえ、厚生労働省では、「市町村等の事務負担に留意しつつ、控除見直し前の旧税額を計算する等により、控除見直しの影響が生じないようにする」という方向性を打ち出し、政令改正等所要の措置について検討を行っているところである。

扶養控除の見直しに係る経緯及び対応方針

【経緯】

- 所得税・個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあわせて、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）が廃止されるとともに、高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止された。
- 上記の見直しに伴い、現行制度において、所得税・個人住民税の税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなり、障害福祉サービスの自己負担限度額等の算定に当たっても影響が生じることが予想される。
- この問題に対応するため、平成22年度税制改正大綱では、「（扶養控除等の）見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じる」とこととされ、これを受けて、政府税制調査会に「控除廃止の影響に係るプロジェクト・チーム」が設置された。
- 平成22年10月に上記プロジェクト・チームがとりまとめた報告書において、「扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整する方式」により対応することとされたことを踏まえ、厚生労働省では、「市町村等の事務負担に留意しつつ、控除見直し前の旧税額を計算する等により、控除見直しの影響が生じないようにする」という方向性を打ち出しているところ。

【今後の対応方針】

以下の対応により、扶養控除の見直しがなかったものと見なした上で、障害福祉サービスの自己負担限度額等の算定を行うものとする。

- 政令改正又は通知による対応を想定している主なもの：
①障害福祉サービス利用の自己負担限度額 ②自立支援医療の自己負担限度額 ③【公布済】特別児童扶養手当等の支給基準（④児童福祉法施行令における自己負担限度額（つなぎ法による児童福祉法施行令の一部改正を踏まえたもの））
- 通知改正又は解釈通知による対応を想定している主なもの：
①障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担限度額 ②精神障害者の措置入院費の自己負担限度額

※ どちらの改正においても、各自治体において『旧税額計算シート』を活用の上、扶養控除見直し前の旧税額を算出し、適宜対応いただくことを前提に、同シートを各自治体宛に送付予定。

(参考)平成22年度税制改正大綱の概要及び控除廃止の影響に係るPT報告書の関係記述

【平成22年度税制改正大綱の概要(抄) (平成21年12月22日 閣議決定)】

個人所得課税

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止する。
- 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止する。
- 個人住民税については、税体系上の整合性の観点等から、所得税と同様に、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(33万円)及び16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止する。

【控除廃止の影響に係るPT 報告書(抄) (平成22年10月6日 控除廃止の影響に係るPT)】

2. 扶養控除の見直しの影響への対応案

(対応案の基本類型)

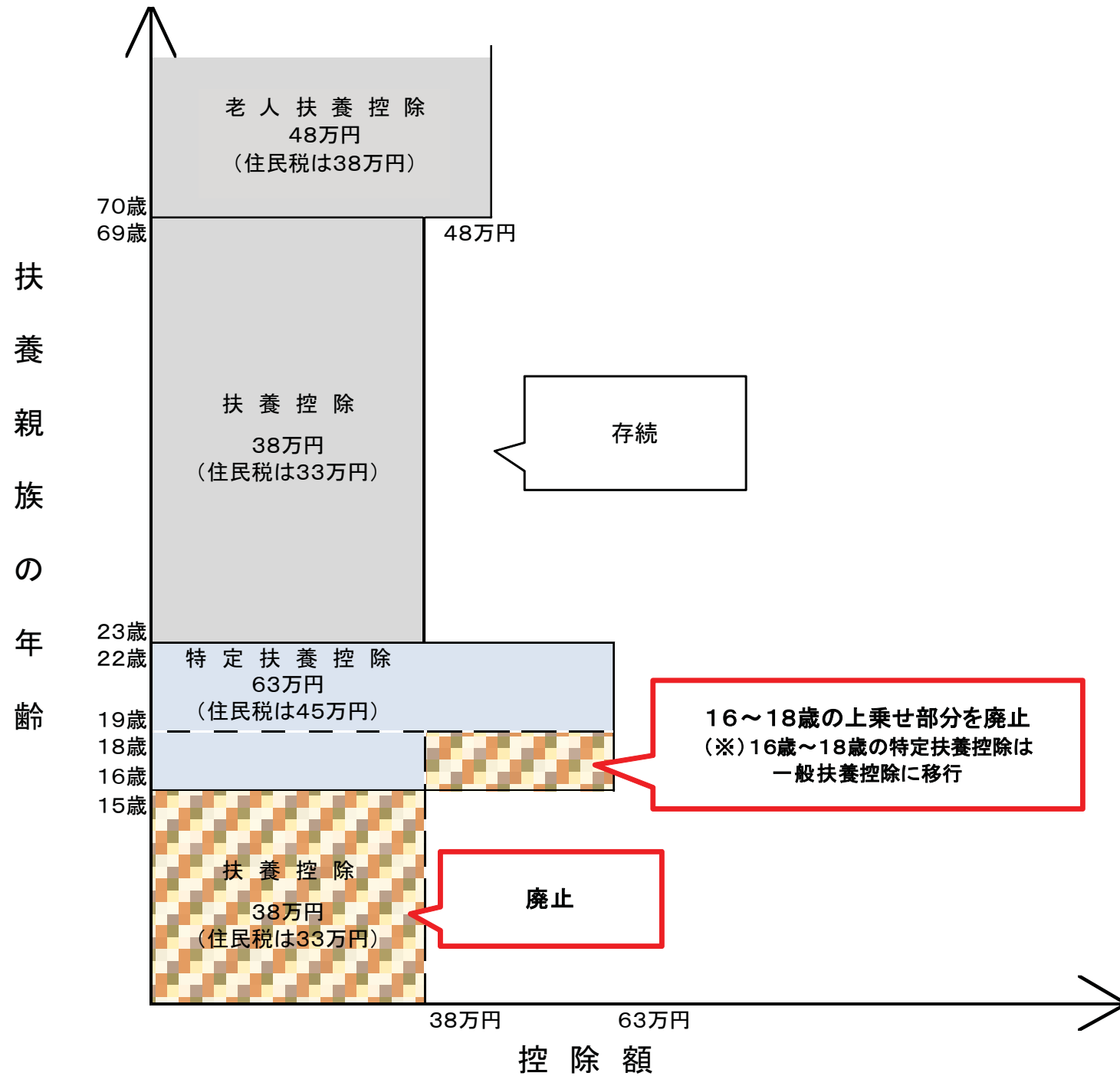
扶養控除の見直しの影響への対応案としては、次の3つの方式が考えられる。

第1 方式: 税額等を活用しない方式(収入・所得金額を活用する方式[一定の調整を加えることもありうる])

第2 方式: 扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整する方式

第3 方式: 一定のモデル世帯を設定し、当該世帯について負担が生じないように見直す方式

(参考)平成22年度税制改正を踏まえた扶養控除の概要

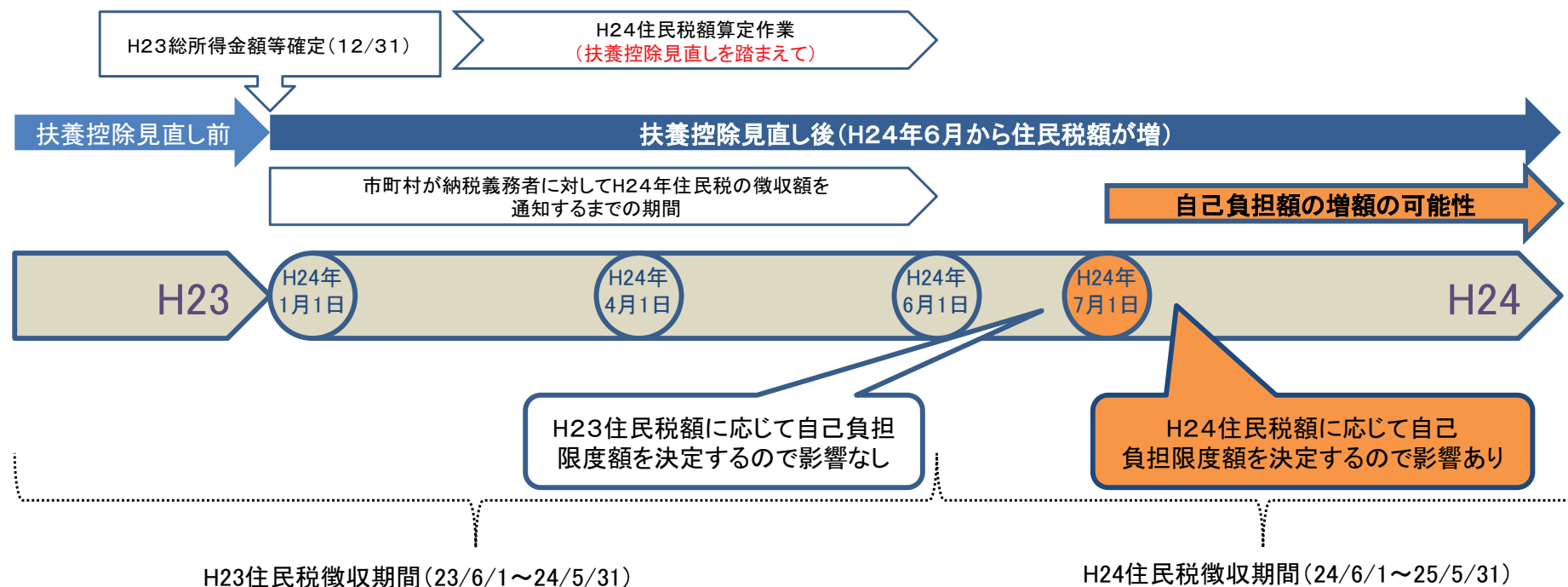


住民税における扶養控除見直しの影響

住民税額の算定に当たっては、前年の総所得金額等から各種所得控除を控除することで行うが、H24年1月1日からは地方税法の規定に従い扶養控除が見直され、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分は控除額に含まれなくなるため、住民税額が増額となるケースがある。そのため、住民税額に応じて決定している障害福祉サービス利用の自己負担限度額等に今後影響が生じる。

障害保健福祉施策の中で影響の出る主なもの	影響が生じる時期	左項の根拠となる条文等	条文等の概要	対応レベル
①障害福祉サービス利用の自己負担限度額	H24年7月	障害者自立支援法施行令第17条	4～6月までは前年住民税額に応じて自己負担限度額を決定し、現年住民税額に応じて決定となるのは7月以降	政令改正 又は 通知対応
②自立支援医療の自己負担限度額	H24年7月	障害者自立支援法施行令第35条	4～6月までは前年住民税額に応じて自己負担限度額を決定し、現年住民税額に応じて決定となるのは7月以降	政令改正 又は 通知対応

【 参 考 】

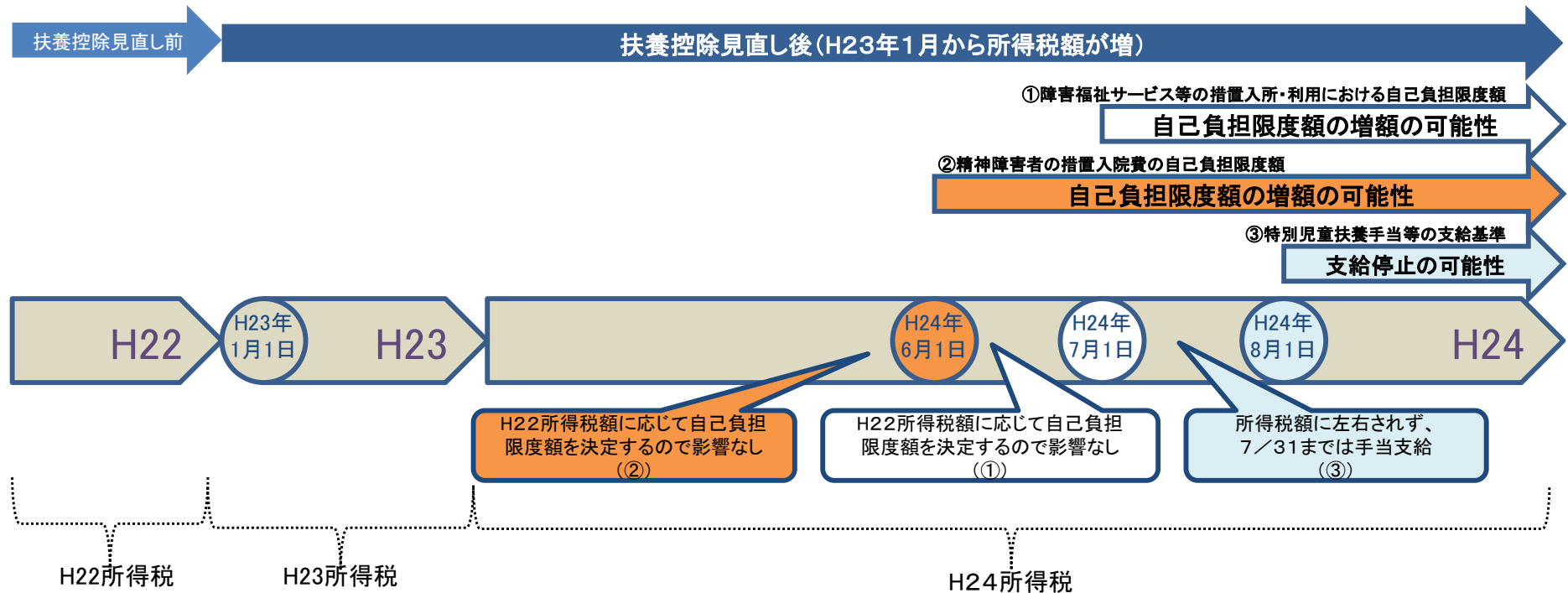


所得税における扶養控除見直しの影響

所得税については、H23年1月1日からは所得税法の規定に従い扶養控除が見直され、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分は控除額に含まれなくなったため、源泉徴収に際しての控除額が減額となり、結果、所得税額が増額となったケースが生じている。そのため、所得税額等に応じて決定している障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担限度額等に今後影響が生じる。

障害保健福祉施策の中で影響の出る主なもの	影響が生じる時期	左項の根拠となる条文等	条文等の概要	対応レベル
①障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担限度額	H24年7月	やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて (H18.11.17障害保健福祉部障害福祉課長通知)	〔運用に当たっては、各自治体における規則等での定めによる〕	通知改正 又は 解釈通知
②精神障害者の措置入院費の自己負担限度額	H24年6月	精神保健法による措置入院者の費用徴収額認定基準の取扱いについて (S63.11.18保健医療局精神保健課長通知)	1/1～5/31までに入院措置した者は前々年の、6/1～12/31においては前年の所得税確定額をもって費用徴収額を認定	通知改正 又は 解釈通知
③【公布済】 特別児童扶養手当等の支給基準	H24年8月	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条、第7条、第8条、第20条、第26条の5及び附則第97条	前年の所得が特定扶養親族数に応じて政令で定める額以上の場合、その年の8月から翌年7月まで支給しない	政令改正

【参 考】



「特別児童扶養手当等の支給基準」についての対応

- 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第430号)(平成23年12月28日公布)によって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令についても一部改正された。
- その結果、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の支給基準の算定にあたり、16歳以上19歳未満の扶養親族に係る加算額について、扶養控除見直し前と同様に加算できることとした。

◎ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）（抄）
（第十二条関係）（平成二十四年八月施行）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第六条及び第七条の政令で定める額） 第二条 法第六条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する者がいないときは、四百五十九万六千円とし、これらの者があるときは、四百五十九万六千円にこれらの者一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>特定扶養親族等</u>（同法に規定する<u>特定扶養親族</u>又は<u>控除対象扶養親族</u>（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、<u>当該特定扶養親族等</u>一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。 2 （略） （法第二十条の政令で定める額） 第七条 法第二十条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>特定扶養親族等</u>であるときは、<u>当該特定扶養親族等</u>一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。	（法第六条及び第七条の政令で定める額） 第二条 法第六条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する者がいないときは、四百五十九万六千円とし、これらの者があるときは、四百五十九万六千円にこれらの者一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>同法に規定する特定扶養親族</u>であるときは、<u>当該特定扶養親族</u>一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。 2 （略） （法第二十条の政令で定める額） 第七条 法第二十条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>同法に規定する特定扶養親族</u>であるときは、<u>当該特定扶養親族</u>一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。